小諸市犯罪被害者等給付金について（ご案内）

市では、犯罪被害にあわれた被害者等（本人、家族、遺族）への支援として支援金」や「日常生活支援助成金」を給付します。

※令和６年４月１日以降の犯罪被害に限ります。

◎犯罪被害者等支援金

■ 対象となる犯罪：　殺人、強盗致死、傷害などの『故意犯』
■ 対象となる方　：　当該犯罪が行われたときに、市民であった方
① 遺族支援金　　：　犯罪行為により亡くなられた遺族に対して　【30万円】
② 重傷病支援金　：　犯罪行為により重傷病を負った被害者ご本人に対して【10万円】

◎犯罪被害者等日常生活支援助成金

■ 対象となる犯罪：　殺人、強盗致死、傷害などの『故意犯』
■ 対象となる方　：　当該申請をするときに、市民である方で犯罪被害者、その遺族及び家族

民間または公共サービスを利用した際の費用の一部を市民に助成します。

日常生活支援内容	助成金	上限
家事、育児及び介護サービス	4,000円／時間	72時間
配食サービス	１人1,000円／日	30日
一時保育利用	2,400円／回	10回
転居費用	200,000円／回	2回
カウンセリング費用等	5,000円／回	10回
報道対応	230,000円	
弁護士相談	5,000円／回	3回

犯罪被害者等支援シンボルマーク【ギュっとちゃん】

【お問合せ】
小諸市役所　市民生活部　人権政策課
〒384-0005　小諸市御幸町一丁目１０番１１号
小諸市人権センター内
電　話　０２６７－２３－５５２１
ＦＡＸ　０２６７－２３－５５５４
メール　seisaku@city.komoro.nagano.jp

まずは知ってみませんか

政府公式ポータルサイト「ギュっとチャンネル」は、こちらから

知ってほしい、犯罪被害者のこと

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

ご存じですか？

犯罪被害にあわれた方は直接の被害だけでなく
生活に困ったり、こころにダメージを負ったり
様々なお困りごとを抱え、周囲のサポートを必要としています

まずは知ってみませんか

犯罪被害はいつ誰の身に降りかかるか分かりません
あなたや大切な人が被害にあうかもしれません
「私には関係がない」
そう思わずに、目を向けてみませんか

政府公式ポータルサイト
ギュっとCHはこちらから

専門家による解説動画

倍速再生も
オススメ！

お住まいの地域の支援を検索

公式Xでも発信しています！

各種イベント情報
ギュっとちゃんの日常　など

ある日の研修で

旅するギュっとちゃん

警　察　庁
犯罪被害者等施策推進課
Crime Victim Policy Promotion Division